

兵庫県立大学大学院会計研究科同窓会規約

第1章 総則

第1条 本会は会計研究科同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の交誼を篤くして、兵庫県立大学大学院会計研究科の発展に資するとともに、併せて社会に貢献することをもってその目的とする。

第3条 本会は事務所を兵庫県立大学神戸商科キャンパス（神戸市西区学園西町8丁目2番地の1）に置く。

第2章 会員

第4条 本会は正会員、特別会員及び名誉会員をもって組織する。

第5条 兵庫県立大学大学院会計研究科を修了した者（中途退学した者を含む。）をもつて正会員とする。

第6条 兵庫県立大学大学院会計研究科の専任教員（専任教員及び特命教員を含む。）にある者及び専任教員（専任教員及び特命教員を含む。）にあった者をもつて特別会員とする。

第7条 兵庫県立大学大学院会計研究科並びに本会に特別の関係にある者で、役員会が推薦し、会員総会において承認された者をもつて名誉会員とする。

第8条 正会員、特別会員及び名誉会員は役員会に退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

第9条 本会会員が、本会規約及び会員総会の決議に違反し、或いは本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合、会員総会の決議により当該会員を除名することができる。

第3章 役員及び事務局

第10条 本会には次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 入学年次ごとに1名

監事 2名

第11条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
3. 監事は会務及び会計を監査する。
4. 役員は役員会を組織し、会務を分担する。

第12条 会長、副会長、理事及び監事は正会員の中から役員会において選出し、会員総会において承認を受けるものとする。

第13条 役員の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。任期中に役員に欠員又は増員が生じた場合は、正会員の中から役員会において選出し、会員に報告するものとする。なお、その任期は当該会計期間の終了する時までとする。

第14条 本会には、必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は特別会員の中から役員会において決定し、会員総会に報告する。顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。

第15条 本会の事務を処理するため、兵庫県立大学神戸商科キャンパス会計研究棟内に事務局を置く。

第4章 会議

第16条 会員総会は、これを定時会員総会と臨時会員総会に分ける。定時会員総会は2年に1回、臨時会員総会は役員会が必要と認める時、又は会員総数の10分の1以上の会員より招集の請求がある時、会長が招集する。

第17条 会員総会においては、役員の承認、予算、規約の変更、その他重要事項を審議決定する。

第18条 役員会は役員が必要と認めた時、役員の申し出に基づき、会長が招集する。

第19条 会員総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。但し、会員総会において規約を変更しようとする場合は、出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条 会員総会及び役員会の議長は会長が当たる。

第5章 会計

第21条 本会の経費は、会費をもって充てる。但し、特別会員及び名誉会員は会費の支払い義務を負わない

第22条 本会の収支決算は定時会員総会において報告し、その承認を受けなければならぬ。

第23条 本会の会計期間は4月1日に始まり、翌々年の3月31日に終わる。

附則 本規約は平成28年4月1日より施行する。

なお、当面の間、会費の徴収は行わない。そのため、本規約のうち第21条及び第22条については適用しない。